証券コード　5070
2020年６月10日

株　主　各　位

東京都渋谷区神宮前一丁目13番９号
株　式　会　社　ド　ラ　フ　ト
代表取締役社長　山　下　泰　樹

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月24日（水曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月25日（木曜日）午後１時

２．場　　所　東京都渋谷区神宮前五丁目31番
TRUNK（HOTEL）　２階 KEYAKI
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第12期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第12期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件

以　上

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
・当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、業務の適正を確保するための体制、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表については、当社ウェブサイト（https://draft.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載しておりません。
・株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（https://draft.co.jp/）に掲載させていただきます。

事業説明会に関するお知らせ

本株主総会終了後、当社の経営方針等についてご説明する事業説明会を開催いたします。

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日時点の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげます。特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について慎重にご検討ください。

本株主総会へのご出席にあたっては、会場管理者が当日の体調に関するアンケートート調査及び検温による事前確認を行わせていただきます。ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、入場をお控えいただくことがございます。当社スタッフは検温を含めて体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解並びにご協力をお願い申しあげます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご来場の前にご確認ください。

https://draft.co.jp/

また、議決権の行使は、議決権行使書の郵送による方法もございますのでご活用ください。

※　株主総会開催日時点において、株主総会開催場所であるTRUNK（HOTEL）は、新型コロナウイルス感染対策のため休館中である旨を同ホテルウェブサイト等に掲出している可能性がございます。その場合であっても当社株主総会は同ホテルで開催いたしますのでご注意ください。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、良好な企業業績や雇用環境を背景に緩やかな回復基調で推移した一方で、年度後半には新型コロナウイルス感染症の拡大により経済の不透明感が増大する等、先行き不透明感の強まる一年となりました。

このような環境下、当社グループは、デザイン性の高い設計力・企画提案力と、プロジェクトマネジメント及びコンストラクションマネジメントを通じたデザインの実現力を武器に事業活動を行ってまいりました。多くの企業の顔となるオフィスのデザイン及び大型ビル全体の環境デザイン、丸の内エリア・栄エリア・福岡エリアといった都市開発の企画等、幅広い分野で受注を獲得しております。

働き方改革や採用競争力をつけたい企業のニーズもあり、当社の設計するオフィスを人材確保又は企業ブランディング向上のための重要なインフラと考える企業が引き続き増加していることに加え、東京ビジネス地区のオフィス平均空室率が1.50％を記録する（出所：オフィスマーケットデータ／三鬼商事株式会社）等オフィス需給が逼迫しており、オフィスビルのリデザイン需要も高まっております。当社グループは、オフィスのデザイン分野や都市開発分野、そして築後年数を経たビルをリデザインし再生する事業等、当社グループの新しいビジネスを生み出す時流を読んだ高い提案力が評価されております。

この結果、当連結会計年度の売上高は6,041,542千円（前連結会計年度比28.6％増）、営業利益は478,130千円（同25.5％増）、経常利益は464,043千円（同26.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は297,513千円（同14.1％増）といずれも過去最高となりました。

対象領域	第 11 期 (2019年３月期) (前連結会計年度)	第 12 期 (2020年３月期) (当連結会計年度)	
	実績	実績	前期比
オフィス（千円）	3,174,952	4,016,694	126.5%
商業施設（千円）	471,702	326,421	69.2
都市開発・環境設計・その他（千円）	1,050,034	1,698,425	161.7
合計（千円）	4,696,689	6,041,542	128.6

② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は30,851千円となりました。主な内容は、情報関連機器及びソフトウエアの購入19,422千円、新たなサテライトオフィス設置に係る建設仮勘定の計上10,012千円であります。

③ 資金調達の状況

東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資として新株720,000株を発行いたしました。これにより1,046,592千円を調達しております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 9 期 (2017年３月期)	第 10 期 (2018年３月期)	第 11 期 (2019年３月期)	第 12 期 (当連結会計年度) (2020年３月期)
売　上　高（千円）	－	4,340,556	4,696,689	6,041,542
経　常　利　益（千円）	－	247,023	365,754	464,043
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	－	172,939	260,692	297,513
１株当たり当期純利益（円）	－	46.12	69.52	78.72
総　資　産（千円）	－	1,871,825	2,171,653	4,571,602
純　資　産（千円）	－	200,376	402,771	1,731,654
１株当たり純資産（円）	－	53.43	107.41	387.39

（注）１．当社は、第10期より連結計算書類を作成しております。

２．当社は、2018年７月24日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、2019年11月29日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産については、第10期の期首に当該株式分割が行われたものとして算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 9 期 (2017年３月期)	第 10 期 (2018年３月期)	第 11 期 (2019年３月期)	第 12 期 (当事業年度) (2020年３月期)
売　上　高（千円）	3,124,834	4,336,065	4,696,689	6,041,542
経常利益又は経常損失（△）（千円）	△68,473	243,505	305,728	445,955
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	△105,579.39	42.22	57.94	74.84
総　資　産（千円）	1,153,856	1,870,061	2,149,155	4,548,798
純　資　産（千円）	42,607	200,919	355,206	1,669,673
１株当たり純資産（円）	56,809.51	53.58	94.72	373.53

（注）当社は、2018年７月24日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、2019年11月29日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産については、第10期の期首に当該株式分割が行われたものとして算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
D-RAWRITE INC.	1,000千 フィリピン・ペソ	100.0%	企画・デザイン・設計・施工事業

(注) 主要な事業内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

(4) 対処すべき課題

働き方改革、健康経営オフィスの普及啓発活動（経済産業省）等、当社グループの主力事業領域であるオフィスへの関心はかつてないほど高まっております。また、オフィス供給の逼迫による中古オフィスビルのリデザイン需要も当社グループにとってのビジネス機会拡大につながるものと考えております。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大は、働き方やオフィスの在り方について新たな課題を提示しております。

このような中、当社グループは当面の課題を次の４点と考え、事業基盤の強化及び事業の拡大を進めてまいります。

① テレワーク等新しい働き方への対応

昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大は、テレワーク等新しい働き方への対応が企業活動の継続にとって必須であることを明示しております。オフィスという働く空間のデザインを事業の主軸とする当社グループは、この変化に的確に対応し、新しいオフィスの在り方を提示するだけでなく、自宅を含めた働く場所全体を再定義し直す必要があるものと考えます。

このような変化をチャンスと捉え、世の中に新しい価値を提供するための事業展開を積極的に推進してまいります。

② 優秀な人材の確保及び育成

当社グループの事業の性質上、事業の拡大には一定規模の人員拡大及び適切な人材育成が不可欠であると考えております。一人当たり生産性の向上に努めつつも、採用の強化及び従業員が高いモチベーションを保って働くことができる環境・体制の整備を進めてまいります。

③ 業務実施体制の高度化

当社グループの事業は拡大しており、業務内容の高度化と業務規模の大型化が進んでおります。これに対応するため、個人に蓄積されていたスキル・ノウハウを組織として共有し、組織として業務を実施する体制の構築を進めております。今後も業務インフラのIT化などを行いつつ、業務実施体制の高度化に努めてまいります。

④ 内部管理体制の拡充及びコンプライアンスの徹底

当社グループは、社会的責任を果たしつつ、持続的な成長とこれによる企業価値の向上を目指してまいります。

当社グループの成長には、成長ステージに見合った管理機能とコンプライアンスの精神が深く浸透した企業風土の醸成が必須であると考えております。内部監査・人事・法務・経理等、それぞれの分野で高い専門性や豊富な経験を有している人材を採用することに加え、従業員に対する継続的な啓蒙及び研修等を実施することで、内部管理体制の一層の強化を図るとともにコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

① 事業の内容

当社グループは、「ALL HAPPY BY DESIGN」を経営理念としております。

「ALL HAPPY BY DESIGN」は、デザインの力で世界にHAPPYの循環を作り出し、これによって社会に貢献することを意図しており、安らぎや活力など人々にプラスの価値を提供する空間の創造を通じて、この経営理念の実現を目指しております。

当社グループが行う空間のデザインは、その場に身を置く人々が、空間の視覚的・物理的構成により幸せを感じられるものであることを前提に、「その空間の目的」を実現するものであることを重視しております。例えば、オフィスであれば、ワーカー同士の協調を重視したい空間なのか、斬新なアイデアの創出を促したい空間なのか、外部に向けて会社のブランドを発信したい空間なのか、といった経営者の意図を的確に捉え、オフィスを単なる作業場ではなく、経営者が求める付加価値を生み出す「場」としたいと考えます。

当社グループの事業は、オフィス内装のデザイン及び施工の実施からスタートいたしました。当時、オフィスは単なるコストと捉えられており、限られたスペースを極力効率的に使用することがオフィス設計の主流となっておりました。

このような状況の中で当社グループは、「オフィスを企業のブランドを具現化した空間としたい」「オフィスを社員にとって誇れる場所としたい」という経営者の課題意識を的確に捉え、事業を拡大して参りました。近年は働き方改革により、ワーカーが長い時間を費やすオフィス空間の重要性が益々高まっており、当社グループ事業にとって追い風となっております。また、当社グループの事業はオフィスにとどまらず、様々な領域へと広がっております。店舗・ホテル等の商業施設、ビルディングエントランスやロビーとい

った共用空間のデザインを行う環境設計、街区全体をデザインする都市開発、老朽化したビルディングのリニューアルデザイン等も当社グループ事業の対象領域となっております。

この他、オリジナルオフィス家具（ブランド名：201°）の企画・販売等、事業の一層の拡張に取り組んでおります。

当社グループは、このようなデザインを基軸とした空間開発の企画・設計から、プロジェクトマネジメント（注１）及びコンストラクションマネジメント（注２）を通じた施工の実施（注３）までを事業範囲としております。

なお、当社グループは企画・デザイン・設計・施工事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 事業の特色

当社グループの事業の特色は、デザインを切り口として多領域で事業を展開している点にあります。

デザインのコンセプトはその空間の目的によって異なるため、特徴を言葉で表すことは困難ですが、「その空間にいる人が幸せになる」「居心地のいい空間とする」ことを大切にしているため、空間の広さを感じられるデザインを採用する傾向にあります。例えば、天井を抜いて高さを出す、段差を活用して奥行きを出す、自然光の取り込みを工夫するといったデザインがこれに該当します。また、床・壁・オフィス什器・植栽等の色味、質感を統一することにより、一体感・安定感の演出も行います。また、都市開発の場合には、公共の空間にもたらすべき価値を建物と周辺領域のデザインを通じて企画いたします。

（注１）プロジェクトマネジメントとは、プロジェクトの全体計画を立案し、コスト・資源・時間を総合的に管理してプロジェクトを完了へ導くコントロールを指します。

（注２）コンストラクションマネジメントとは、プロジェクトの全体計画に従い、主にコスト及び外注管理を行って事故なく、計画どおりにプロジェクトを完了させるコントロールを指します。

（注３）大工工事・電気工事・内装仕上工事等は、外部協力会社へ外注しております。

(6) 主要な営業所（2020年３月31日現在）

①　当社

本　　社	東京都渋谷区
大　阪　支　社	大阪府大阪市中央区

②　子会社

D-RAWRITE INC.	フィリピン・セブ州

(7) 使用人の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

144名（前連結会計年度比27名増）

（注）１．使用人数は就業人員であります。

２．当社グループは企画・デザイン・設計・施工事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

３．前連結会計年度に比べて使用人数が27名増加しております。主として、業容拡大に伴う採用によるものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
116名	27名増	31.7歳	3.5年

（注）１．使用人数は就業人員であります。

２．前事業年度に比べて使用人数が27名増加しております。主として、業容拡大に伴う採用によるものです。

(8) 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	385,002千円
株式会社商工組合中央金庫	332,430
株式会社みずほ銀行	111,570

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2020年３月17日に東京証券取引所マザーズに上場いたしました。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2020年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　15,000,000株

② 発行済株式の総数　4,470,000株

③ 株主数　3,108名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
山下泰樹	2,290千株	51.2%
ＴＤＡ株式会社	1,000	22.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	117	2.6
野村信託銀行株式会社（投信口）	73	1.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	18	0.4
楽天証券株式会社	17	0.4
ＢＡＲＣＬＡＹＳ　ＢＡＮＫ　ＰＬＣ	15	0.3
株式会社ＳＢＩ証券	13	0.3
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	11	0.3
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	7	0.2

（注）１．当社は、自己株式を保有しておりません。

２．2019年11月29日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行可能株式総数は14,700,000株、発行済株式の総数は3,675,000株それぞれ増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権（注）１
発行決議日		2018年７月23日
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 3,200円 （１株当たり 64円）
権利行使期間		2020年８月１日から 2028年７月22日まで
行使の条件		（注）２
役員の保有状況	当社取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 680個 目的となる株式数 34,000株 交付者数 2名

（注）１．当社は2019年11月29日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

２．新株予約権の権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。

② 新株予約権者の相続による当該新株予約権の行使は認めない。

③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第２回新株予約権（注）１
発行決議日		2019年８月29日
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　27,000円 （１株当たり　540円）
権利行使期間		2021年９月７日から 2029年８月28日まで
行使の条件		（注）２
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　412個 目的となる株式数　20,600株 交付者数　26名

（注）１．当社は2019年11月29日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

２．新株予約権の権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。

② 新株予約権者の相続による当該新株予約権の行使は認めない。

③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山　下　泰　樹	D-RAWRITE INC.代表取締役社長
常務取締役	長谷川幸司	企画制作部、企画営業部及びプロジェクトマネジメント部担当
取　締　役	荒　浪　昌　彦	経営企画部及びCMR担当
取　締　役	結　城　大　輔	のぞみ総合法律事務所弁護士 一般社団法人日本公認不正検査士協会理事 一般社団法人リーガル・リスクマネジメント研究機構代表理事 株式会社ZMP社外取締役 株式会社EST社外取締役 弁護士、米国ニューヨーク州弁護士、公認不正検査士
常勤監査役	平　田　　満	
監　査　役	佐　田　俊　樹	株式会社グッドパッチ社外監査役 株式会社レノバ社外監査役 株式会社ほぼ日社外監査役 株式会社三城ホールディングス社外監査役 米国ワシントン州公認会計士
監　査　役	大　村　尚　子	ナイル株式会社社外取締役（監査等委員） 公認会計士
監　査　役	三代まり子 （戸籍上の氏名：矢部まり子）	早稲田大学商学学術院総合研究所WBS研究センター招聘研究員 RIDEAL株式会社代表取締役 米国カリフォルニア州公認会計士

（注）１．取締役結城大輔氏は、社外取締役であります。
２．監査役平田満氏、佐田俊樹氏、大村尚子氏及び三代まり子氏は、社外監査役であります。
３．監査役大村尚子氏は公認会計士の資格を、監査役佐田俊樹氏及び三代まり子氏は米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

５．2019年11月28日開催の臨時株主総会において、山下泰樹氏、長谷川幸司氏、荒浪昌彦氏及び結城大輔氏が取締役に、平田満氏、佐田俊樹氏、大村尚子氏及び三代まり子氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	4名 (1)	89百万円 (4)
監査役 （うち社外監査役）	4 (4)	15 (15)
合計 （うち社外役員）	8 (5)	104 (19)

（注）１．取締役の報酬限度額は、2018年３月28日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、2018年７月23日開催の臨時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額５百万円以内と決議いただいております。

２．監査役の報酬限度額は、2018年３月28日開催の臨時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役結城大輔氏は、のぞみ総合法律事務所の弁護士であり、一般社団法人日本公認不正検査士協会理事、一般社団法人リーガル・リスクマネジメント研究機構代表理事、株式会社ZMP及び株式会社EST社外取締役でありますが、当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。

・監査役佐田俊樹氏は、株式会社グッドパッチ、株式会社レノバ、株式会社ほぼ日及び株式会社三城ホールディングス社外監査役でありますが、当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。

・監査役大村尚子氏は、ナイル株式会社社外取締役（監査等委員）でありますが、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役三代まり子氏は、早稲田大学商学学術院総合研究所WBS研究センター招聘研究員及びRIDEAL株式会社代表取締役でありますが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　結城大輔	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門性と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役　平田　満	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、上場企業の役員としての豊富な経験・知見から助言・提言を行っております。
監査役　佐田俊樹	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融機関の要職を歴任した金融の専門家としての知見及び米国公認会計士としての専門的見地から助言・提言を行っております。
監査役　大村尚子	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から助言・提言を行っております。
監査役　三代まり子	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、コーポレート・ガバナンス及び企業情報開示の専門家としての豊富な経験及び米国公認会計士としての専門性を生かした助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

３．当社の子会社であるD-RAWRITE INC.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項以外の業務である新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	4,231,342	流動負債	2,516,137
現金及び預金	1,920,837	買掛金	1,322,466
売掛金	2,120,766	短期借入金	450,002
仕掛品	100,148	1年内返済予定の長期借入金	332,472
その他	89,589	前受金	292
		未払法人税等	149,770
固定資産	340,260	賞与引当金	67,465
有形固定資産	101,560	完成工事補償引当金	11,000
建物及び構築物	58,449	その他	182,667
その他	43,111	固定負債	323,811
無形固定資産	24,220	長期借入金	323,811
ソフトウエア	24,220	負債合計	2,839,948
投資その他の資産	214,478	純資産の部	
敷金及び保証金	117,765	株主資本	1,727,122
繰延税金資産	55,894	資本金	543,296
その他	40,819	資本剰余金	523,296
		利益剰余金	660,530
		その他の包括利益累計額	4,531
		為替換算調整勘定	4,531
		純資産合計	1,731,654
資産合計	4,571,602	負債純資産合計	4,571,602

(注)　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		6,041,542
売上原価		4,596,443
売上総利益		1,445,098
販売費及び一般管理費		966,968
営業利益		478,130
営業外収益		
受取利息	43	
受取手数料	2,157	
保険解約返戻金	24,088	
その他	1,443	27,733
営業外費用		
支払利息	14,892	
株式公開費用	15,525	
株式交付費	10,671	
為替差損	673	
その他	56	41,820
経常利益		464,043
税金等調整前当期純利益		464,043
法人税、住民税及び事業税	171,910	
法人税等調整額	△5,379	166,530
当期純利益		297,513
親会社株主に帰属する当期純利益		297,513

（注）　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	4,219,139	流動負債	2,555,313
現金及び預金	1,914,855	買掛金	1,322,466
売掛金	2,120,766	短期借入金	450,002
商品	33,553	1年内返済予定の長期借入金	332,472
仕掛品	100,148	未払金	55,618
原材料及び貯蔵品	3,362	未払費用	90,555
前渡金	6,214	未払法人税等	149,770
前払費用	39,325	未払消費税等	63,344
その他	913	前受金	292
		賞与引当金	67,465
固定資産	329,658	完成工事補償引当金	11,000
有形固定資産	96,223	その他	12,326
建物	58,449	固定負債	323,811
車両運搬具	0	長期借入金	323,811
工具、器具及び備品	27,761	負債合計	2,879,124
建設仮勘定	10,012	純資産の部	
無形固定資産	20,897	株主資本	1,669,673
ソフトウエア	20,897	資本金	543,296
投資その他の資産	212,537	資本剰余金	523,296
長期前払費用	5,005	資本準備金	523,296
敷金及び保証金	115,824	利益剰余金	603,081
保険積立金	24,648	利益準備金	6,300
繰延税金資産	55,894	その他利益剰余金	596,781
その他	11,164	繰越利益剰余金	596,781
		純資産合計	1,669,673
資産合計	4,548,798	負債純資産合計	4,548,798

（注）　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売　上　高		6,041,542
売　上　原　価		4,596,443
売　上　総　利　益		1,445,098
販売費及び一般管理費		986,341
営　業　利　益		458,756
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	32	
受　取　手　数　料	2,157	
保　険　解　約　返　戻　金	24,088	
そ　の　他	2,151	28,430
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	14,892	
株　式　公　開　費　用	15,525	
株　式　交　付　費	10,671	
為　替　差　損	84	
そ　の　他	56	41,231
経　常　利　益		445,955
税引前当期純利益		445,955
法人税、住民税及び事業税	168,433	
法　人　税　等　調　整　額	△5,353	163,080
当　期　純　利　益		282,875

（注）　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月21日

株式会社ドラフト
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　轟　　芳　英　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　木　村　純　一　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ドラフトの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ドラフト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月21日

株式会社ドラフト
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　轟　　芳　英　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　木　村　純　一　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ドラフトの2019年４月１日から2020年３月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月26日

株式会社ドラフト　監査役会

常勤社外監査役　平　田　　満　㊞

社外監査役　佐　田　俊　樹　㊞

社外監査役　大　村　尚　子　㊞

社外監査役　三　代　まり子　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第12期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

①　配当財産の種類
　金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金８円といたしたいと存じます。
　なお、この場合の配当総額は35,760,000円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日
　2020年６月26日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、オフィスや商業施設等の空間デザインや建築設計、都市開発を主な事業とし、事業年度を毎年４月１日から翌年３月31日までとしております。

日本社会の特性上、当社の事業に対する需要は３月に最も高まる傾向があり、2020年３月期は当社年間売上高の約３分の１が３月に集中いたしました。この状況は、株主・投資家においては期初・期中における当社業績の動向の把握を困難なものとしており、また、当社においては３月に何らかの理由で業務の遅れが発生した場合、当該年度の業績に大きな影響が生じるリスクを増加させます。

このため、当社業績の透明性の確保とリスクの低減を目的に事業年度を毎年１月１日から12月31日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第13条、第43条ないし第45条に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第13期事業年度は、2020年４月１日から2020年12月31日までの９か月間となります。そのため、経過措置として附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（定時株主総会の基準日） 第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。	（定時株主総会の基準日） 第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。
（事業年度） 第43条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの年１期とする。	（事業年度） 第43条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から12月31日までの年１期とする。
（剰余金の配当の基準日） 第44条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。	（剰余金の配当の基準日） 第44条　当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（中間配当） 第45条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる。	（中間配当） 第45条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年６月30日を基準日として中間配当をすることができる。
（新設）	第８章　附　則
（新設）	（第13期事業年度） 第46条　第43条の規定にかかわらず、第13期の事業年度は、2020年４月１日から2020年12月31日までの９か月間とする。
（新設）	（第13期の中間配当の基準日） 第47条　第45条の規定にかかわらず、第13期の中間配当の基準日は、2020年９月30日とする。
（新設）	（附則の有効期限） 第48条　第46条から本条までの規定は、第13期の事業年度経過をもって削除する。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都渋谷区神宮前五丁目31番
TRUNK（HOTEL）　２階　KEYAKI
TEL 03－5766－3210



交通　明治神宮前駅　　７番出口より　　徒歩約６分
　　渋谷駅　　Ｂ１出口より　　徒歩約７分
　　表参道駅　　Ａ１出口より　　徒歩約10分